別表１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス種別 | | 事業名 | 対象者 | 内　　容 |
| 要支援１  ・２相当サービス | 訪問型  サービス  （第１号訪問事業） | 訪問介護相当サービス | 要支援者 | 訪問介護員による身体介護・生活援助を行うこと。(訪問介護と同様に自立支援型サービスを行うこと。) |
| 通所型  サービス  （第１号通所事業） | 通所介護相当サービス | 要支援者 | 通所介護施設で必要な日常生活上の支援を行うこと。(通所介護と同様に自立支援型サービスを行うこと。) |
| 準支援サービス | 訪問型  サービス  （第１号訪問事業） | 行橋市緊急時ホームヘルプサービス | 準支援者 | 疾病等により一時的に日常生活の支障があるため、３ヶ月程度の短期間の家事援助、身体介護を提供すること。 |
| 専門訪問相談・訪問指導 | 要支援者  準支援者 | 自宅において、生活環境の改善、ADL／IADLの改善、生活機能、健康維持のため訪問指導を実施すること。 |
| 通所型  サービス  （第１号通所事業） | 短期集中通所型介護予防事業 | 準支援者 | 日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、運動器の機能向上、ADL／IADLの改善等のプログラムを複合的に3箇月から6箇月までの短期間で実施すること。 |
| 活動支援型デイサービス事業 | 準支援者 | 社会交流の場を提供しながら、身体機能の維持・向上、生活行為の維持・向上、その他に閉じこもり予防、認知症予防等介護予防に必要な活動を実施すること |
| その他の生活支援サービス  （第１号生活支援事業） | 行橋市食の自立支援事業 | 要支援者  準支援者 |  |
| 行橋市在宅高齢者ショートステイ事業 | 準支援者 |  |
| 緊急時における福祉用具貸与事業 | 準支援者 |  |
| 高齢者生活支援事業 | 準支援者 |  |

別表第２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | | 利用料 |
| 要支援１・２相当サービス | | 訪問介護相当サービス | サービス費用の１割または２割 |
| 通所介護相当サービス | サービス費用の１割または２割 |
| 準支援サービス | 訪問型  サービス | 行橋市緊急時ホームヘルプサービス | 家事支援のみ　２００円/ １回  身体介護の追加　３００円/１回 |
| 通所型  サービス | 短期集中通所型介護予防事業 | ３６０円/１回 |
| 活動支援デイサービス事業 | １，０００円/１回 入浴支援は別途　５００円/１回 |
| 生活支援サービス | 行橋市食の自立支援事業 | ４００円/１食 |
| 行橋市高齢者ショートステイ事業 | １，０００円/１回 |
| 緊急時における福祉用具貸与事業 | １割 |
| 高齢者生活支援事業 | １割 |